

事業報告書				
医療法人整理番号		一般0086		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	社会医療法人三佼会		
		分類①	社団（出資持分なし）	
		分類②	社会医療法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	長崎県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	諫早市	
		町名・番地	久山町 1 5 7 5 - 1	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和62年12月23日	
	(4) 設立登記年月日		昭和63年1月19日	
	(5) 理事長の氏名	姓	宮崎	
		名	雅也	
		役員及び評議員の人数	19	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名
長崎県	諫早市	久山台9-10	宮崎診療所

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	宮崎	雅也	社会医療法人三佼会 理事長
理事	与儀	安男	社会医療法人三佼会 管理者
理事	山口	聡	宮崎診療所 管理者
理事	本田	徳光	経営有識者（有限会社長崎医学中央検査室 代表取締役）
理事	田崎	裕基	社会医療法人三佼会 事務長
理事	宮崎	恵子	社会医療法人三佼会 用度施設課 課長
理事	尾上	恵美子	社会医療法人三佼会 看護部長
監事	岸川	伸一	経営有識者
監事	櫻井	権次	経営有識者
評議員	吉田	光子	社会医療法人三佼会 薬剤部マネージャー
評議員	平尾	惇	社会医療法人三佼会 事務部 次長
評議員	山口	めぐみ	経営有識者（社会医療法人三佼会 事務課 課長）
評議員	天満	和人	経営有識者
評議員	平野	由美子	管理栄養士（社会医療法人三佼会 栄養室マネージャー）
評議員	吉田	直樹	経営有識者（社会医療法人三佼会 総務部 部長）
評議員	近藤	直樹	経営有識者（社会医療法人三佼会 総務部 次長）
評議員	南	貴信	経営有識者（社会医療法人三佼会 事業部 部長）
評議員	田中	理映	経営有識者（社会医療法人三佼会 臨床工学室マネージャー）
評議員	西村	健	経営有識者（社会医療法人三佼会 総合リハビリ室マネージャー）

- 注） 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第4 2 条の3 第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 （開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	宮崎病院		4210411619	諫早市久山町1575番地 1	133	0	0	0	0	0	0
診療所	宮崎診療所		4210423077	諫早市久山台9番10号	0	0	0	0	0	0	0

- 注） 1． 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
- 2． 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- 3． 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
宮崎病院訪問看護ステーション		諫早市久山町 1 5 7 5 番地 1	訪問看護、介護予防訪問看護
宮崎病院指定ケアマネジメントセンター		諫早市久山町 1 5 7 5 番地 1	居宅介護支援事業

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年6月13日	令和 6 年度決算承認、令和 6 年度剰余金処分、理事・監事の改選、役員報酬
令和7年11月21日	理事の改選について
令和8年3月30日	令和 8 年度事業計画、令和 8 年度収支予算、令和 8 年度の借入金の最高限度額の決定、有限会社長崎医学中央検査室と当会の検査委託契約の件、定款変更、役員報酬、理事の改選
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債				
医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由				
医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	
注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。				

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人三佼会
所在地 長崎県諫早市久山町1575番地 1

医療法人整理番号	一般0086
----------	--------

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			2,933,806
2 事業費用			
(1) 事業費		2,965,107	
(2) 本部費			2,965,107
本来業務事業損失			31,301
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			42,495
2 事業費用			48,550
附帯業務事業損失			6,055
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
	事業損失		37,356
II 事業外収益			
受取利息		958	
その他の事業外収益		7,886	8,844
III 事業外費用			
支払利息		17,349	
その他の事業外費用		99	17,448
	経常損失		45,960
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失		81	81
	税引前当期純損失		46,041
	法人税・住民税及び事業税	916	
	法人税等調整額		916
	当期純損失		46,957

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人三佼会
所在地 長崎県諫早市久山1575-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	2,492,336 千円
2. 負 債 額	2,027,537 千円
3. 純 資 産 額	464,799 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,128,723
B 固 定 資 産	1,363,613
C 資 産 合 計 (A + B)	2,492,336
D 負 債 合 計	2,027,537
E 純 資 産 (C - D)	464,799

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地

(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物

(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人三校会

※医療法人整理番号	
-----------	--

所在地 長崎県諫早市久山町 1 5 7 5 - 1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人三校会

理事長 宮崎 雅也 殿

私たちは、社会医療法人三校会の令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 10 日

社会医療法人 三校会

監事 岸川 伸一

監事 櫻井 権次

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備並び構築物については、定額法）によっております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

4 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については前々会計年度末の負債総額が 200 億円未満であることから法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）における貸倒引当金の繰入限度相当額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

（2）賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当会計年度負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

税込方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等については発生会計年度の費用としております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受取った補助金等については、交付決定があった会計年度に一括して収益として計上しております。

(2) リース取引の処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

当医療法人は、収益業務を行っていないため該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供している資産

建 物（倉庫用建物除く）	1,014,038	千円
計	1,014,038	千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	831,200	千円
長期借入金	349,045	千円
計	1,180,245	千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(役員及び個人)

(単位：千円)

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	宮崎雅也	医師	当法人理事長	不動産取得	27,739	建物	5,428
						土地	21,405
						合計	26,833

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 取引金額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議のうえ決定しております。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：千円)

貸借対照表の科目	前会計年度末残高	当該会計年度の増加額	当該会計年度の減少額	当該会計年度末残高
建 物	842,691	54,734	44,602	852,823
土 地	77,877	21,405	—	99,282
合 計	920,569	76,139	44,602	952,106

(注) 1. 建物には建物附属設備の金額は含まれておりません。

(2) ファイナンス・リース取引のリース料総額及び未経過リース料の当期末残高

(単位：千円)

資産の種類	リース料総額	未経過リース料 当期末残高
医療用器械備品	374,976	188,028
その他の器械備品	165,483	78,938
車両及び船舶	23,924	12,111
合 計	564,384	279,079

(3) 資産から直接控除した貸倒引当金

(単位：千円)

科目	債権金額	貸倒引当金	当該債権の 当期末残高
事業未収金	469,125	7,083	462,042

(4) 補助金等の内訳並びに交付者、貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

	内訳	交付者	損益計算書 影響額	貸借対照表 影響額
1	諫早市救急医療 輪番制病院運営 費補助金	諫早市	6,251	-
2	生産性向上・職 場環境整備等支 援事業費補助金	長崎県	5,680	-
3	病院賃上げ支援 事業補助金	厚生労働省	4,681	-
4	病院物価支援事 業補助金	厚生労働省	19,763	-
5	その他		5,766	455
	合計		42,141	455

(5) 有形固定資産の減価償却累計額 3,318,880 千円

(6) 千円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

様式第四号

法人名 社会医療法人三校会
所在地 長崎県諫早市久山1 5 7 5 - 1

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位:千円)

	積立金			評価・換算 差額等合計	純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計		
令和7年3月31日 残高	904,445	△ 392,688	511,757	—	511,757
会計年度中の変動額					
当期純利益(△:損失)	—	△ 46,958	△ 46,958	—	△ 46,958
会計年度中の変動額合計	—	△ 46,958	△ 46,958	—	△ 46,958
令和8年3月31日 残高	904,445	△ 439,646	464,799	—	464,799

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人三校会
所在地 長崎県諫早市久山1 5 7 5－1

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建 物	2,985,409	83,751	—	3,069,160	2,039,218	75,977	1,029,942
	構 築 物	128,446	—	—	128,446	111,295	2,544	17,151
	医療用器械備品	1,002,478	26,516	14,933	1,014,061	981,166	12,741	32,895
	その他の器械備品	191,669	13,610	—	205,280	179,177	10,796	26,102
	車両及び船舶	8,097	—	—	8,097	8,022	37	75
	土 地	77,877	21,405	—	99,282	—	—	99,282
	建設仮勘定	14,520	33,880	48,400	—	—	—	—
	計	4,408,499	179,163	63,333	4,524,329	3,318,880	102,096	1,205,449
無形 固定 資産	借 地 権	1,855	—	—	1,855	—	—	1,855
	ソフトウェア	33,347	800	811	33,336	27,689	2,470	5,647
	その他の無形固定資産	3,324	—	—	3,324	751	26	2,573
	計	38,526	800	811	38,515	28,440	2,496	10,075
そ の 他 の 資 産	長期貸付金	3,800	—	200	3,600	—	—	3,600
	長期前払費用	1,225	8,933	713	9,444	100	100	9,344
	保険積立金	96,686	21,389	—	118,076	—	—	118,076
	その他の固定資産	17,187	—	120	17,067	—	—	17,067
	計	118,899	30,323	1,033	148,188	100	100	148,088

- (注) 1. 建物の当期増加額は主に外壁工事、倉庫用建物の購入によるものであります。
2. 医療用器械備品の当期増加額は主にMRI装置チェンジの入れ替えによるものであります。
3. 土地の当期増加額は倉庫用建物の土地購入によるものであります。
1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人三佼会
所在地 長崎県諫早市久山 1 5 7 5 - 1

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	15,069	874	8,679	182	7,083
賞与引当金	95,341	96,109	95,341	—	96,109
退職給付引当金	283,596	27,871	36,581	—	274,886

- (注) 1 貸倒引当金の当期減少額(目的使用)は、債権の貸倒れに伴う取崩額であります。
- 2 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、貸倒懸念債権等の回収による取崩額であります。
1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人三佼会
所在地 長崎県諫早市久山 1 5 7 5 - 1

※医療法人整理番号

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	700,000	740,000	1.689	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	101,148	120,936	0.923	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	726,125	596,845	0.923	令和9～17年
その他の有利子負債	—	—	—	—
合 計	1,527,273	1,457,781	—	—

（注） 1．平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2．長期借入金（1年以内返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
120,936	81,836	62,256	62,256

- 1．短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
- 2．重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
- 3．「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
- 4．「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 5．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第五号

法人名 社会医療法人三校会
所在地 長崎県諫早市久山1 5 7 5－1

※医療法人整理番号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建 物	2,985,409	83,751	—	3,069,160	2,039,218	75,977	1,029,942
	構 築 物	128,446	—	—	128,446	111,295	2,544	17,151
	医療用器械備品	1,002,478	26,516	14,933	1,014,061	981,166	12,741	32,895
	その他の器械備品	191,669	13,610	—	205,280	179,177	10,796	26,102
	車両及び船舶	8,097	—	—	8,097	8,022	37	75
	土 地	77,877	21,405	—	99,282	—	—	99,282
	建設仮勘定	14,520	33,880	48,400	—	—	—	—
	計	4,408,499	179,163	63,333	4,524,329	3,318,880	102,096	1,205,449
無形 固定 資産	借 地 権	1,855	—	—	1,855	—	—	1,855
	ソフトウェア	33,347	800	811	33,336	27,689	2,470	5,647
	その他の無形固定資産	3,324	—	—	3,324	751	26	2,573
	計	38,526	800	811	38,515	28,440	2,496	10,075
そ の 他 の 資 産	長期貸付金	3,800	—	200	3,600	—	—	3,600
	長期前払費用	1,225	8,933	713	9,444	100	100	9,344
	保険積立金	96,686	21,389	—	118,076	—	—	118,076
	その他の固定資産	17,187	—	120	17,067	—	—	17,067
	計	118,899	30,323	1,033	148,188	100	100	148,088

- (注) 1. 建物の当期増加額は主に外壁工事、倉庫用建物の購入によるものであります。
2. 医療用器械備品の当期増加額は主にMRI装置チェンジの入れ替えによるものであります。
3. 土地の当期増加額は倉庫用建物の土地購入によるものであります。
1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人三校会
所在地 長崎県諫早市久山1 5 7 5－1

※医療法人整理番号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	293,070	-	293,070	289	-	293,360
給与費	1,913,814	-	1,913,814	42,252	-	1,956,067
委託費	211,558	-	211,558	-	-	211,558
経費	542,910	-	542,910	5,897	-	548,807
売上原価	831	-	831	-	-	831
その他の事業費用	2,921	-	2,921	110	-	3,032
計	2,965,107	-	2,965,107	48,550	-	3,013,658

社会医療法人三俊会

監査結果概要報告書

自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日

東 公認会計士事務所 公認会計士 東 直美

2026 年 6 月 10 日

2026 年 6 月 10 日

社会医療法人三佼会

監事 岸川 伸一 殿

監事 櫻井 権次 殿

東 公認会計士事務所

公認会計士 東 直美

医療法第 51 条第 5 項の規定に基づき、社会医療法人三佼会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの令和 7 会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った結果の概要をご報告申し上げます。

目次

I. 監査の前提	1
1. 監査の目的及び範囲	1
2. 監査に関連する監査人の責任	1
3. 監査の性質	1
4. 監査の限界	2
II. 監査の概要	2
1. 監査チーム	2
2. 監査時間	2
3. 実施した主な監査手続	2
4. 監査人の意見表明に係る審査の内容	6
III. 監査の結果	7
1. 監査意見	7
2. 個別論点	7

I. 監査の前提

1. 監査の目的及び範囲

東公認会計士事務所 公認会計士 東直美（以下、「監査人」という。）は、医療法第 5 条 5 項の規定に基づき、独立の立場から社会医療法人三俊会の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの令和 7 会計年度の計算書類に意見を表明することを目的として、監査を実施しました。

2. 監査に関連する監査人の責任

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行いました。監査の基準で求められているとおり、監査人は、職業倫理に関する規定を遵守し、計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しました。

監査人は、理事者が作成する計算書類に対して監査意見を形成し、表明する責任を有しております。

なお、監査は、理事者又は監事の責任を代替するものではありません。

3. 監査の性質

監査は計算書類がすべての重要な点において厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているかどうかに関して実施されます。

監査を実施するうえで、監査人の判断により下記を検討します。

- （1）不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示リスクの評価に基づく監査手続の選択及び適用
- （2）内部統制の有効性について意見表明するためのものではありませんが、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制の整備、運用状況
- （3）理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価及び関連する注記が適切に行われているかどうか
- （4）理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況があるかどうか
- （5）計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうか

4.監査の限界

内部統制により計算書類の重要な虚偽表示リスクを低減することはできますが、内部統制には、人為的なミスや間違いが起こる可能性、又は共謀や理事者が不当に内部統制を無効化する可能性などの固有の限界があり、計算書類の重要な虚偽表示リスクを完全になくすることはできません。

計算書類の作成には理事者による主観的な判断や評価又は不確実性が関連すること、監査証拠の入手には実務上又は法令上の限界（例えば、巧妙かつ念入りの改竄や共謀を発見できない可能性があること、強制捜査権はないこと等）があることその他の監査の固有の限界のため、監査によって計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないという絶対的な保証を得ることはできません。

II.監査の概要

1.監査チーム

監査責任者	公認会計士	東 直美
その他従事者	公認会計士	小林 勇介
	公認会計士	東 桃子
	監査補助者	岩永 友美
	監査補助者	丸田 真美

2.監査時間

監査調書の整理等の本日以降に要する見込み時間を含む監査時間は以下の通りです。
(単位：時間)

	計画	実績	差異 (実績－計画)
監査責任者	30.0	27.0	-3.0
その他従事者	270.0	277.0	7.0
合計	300.0	304.0	4.0

今後の監査作業等を考慮しても計画と実績に著しい差異は生じておりません。十分な監査時間を投下し、監査を実施できていると判断しています。

3.実施した主な監査手続

(1) 実査

資産の現物を実際に確かめる監査手続です。実査により、資産の実在性に関する証明

力のある監査証拠を入手できますが、必ずしも資産に係る権利と義務又は評価に関する監査証拠を入手できるわけではないという特性を持った監査手続です。

対 象：貴法人保有の現金

実施日：2026 年 3 月 31 日

項目	貸借対照表額	実査金額	実査割合
現金	2,975 千円	2,125 千円	71.4%

特段の発見事項は検出されませんでした。

(2) 立会

監査人が、監査対象法人が行う実地棚卸に立会うことによって、実地棚卸が監査対象法人の予め定めた棚卸手続に準拠して行われており、かつ、棚卸資産が正確に把握されていることを確かめるための監査手続です。

対 象：貴法人保有の棚卸資産

実施日：2026 年 3 月 31 日

項目	貸借対照表額	立会金額	立会割合
医薬品	5,334 千円	5,334 千円	100%
医療(診療)材料	15,325 千円	15,325 千円	100%
給食材料	171 千円	171 千円	100%
商品	159 千円	159 千円	100%
貯蔵品	1,559 千円	1,559 千円	100%

特段の発見事項は検出されませんでした。

(3) 確認

① 金融機関

対 象：全取引先

基準日：2026 年 3 月 31 日

項目	貸借対照表額	発送額	回答額 (回答率)
預金	611,835 千円	611,835 千円	611,835 千円 (100%)
借入金	1,457,781 千円	1,457,781 千円	1,457,781 千円

			(100%)
--	--	--	--------

特段の発見事項は検出されませんでした。

② 未収金・買掛金・未払金

対 象：金額的、質的に重要と判断する取引先（国または地方公共団体に対する債権を除く）

基準日：2026 年 3 月 31 日

項目	貸借対照表額 (A)	発送額 (B) (発送率)	回答額 (C) (回答率)
未収金	2,776 千円	一千円 (一%)	一千円 (一%)
買掛金・未払金	96,054 千円	53,021 千円 (55.2%)	53,021 千円 (55.2%)

特段の発見事項は検出されませんでした。

なお、未収金については重要と判断する取引先の該当がなかったため、発送しておりません。

③ 弁護士

対 象：全顧問契約先

基準日：2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの会計年度及び同日以降現在に至るまでの期間

発送先
井上法律事務所（東京都）
弁護士法人福田・木下総合法律事務所（長崎県）

特段の発見事項は検出されませんでした。

(4) 内部統制評価

有効かつ効率的な監査手続の実施のため、以下の内部統制プロセス（財務報告に関連する内部統制のみ）の整備、運用状況の評価を実施しました。

- ・診療、介護収入計上プロセス、債権管理プロセス
- ・医薬品、診療材料仕入計上プロセス、債務管理プロセス
- ・医業経費計上プロセス
- ・人件費計上プロセス

- ・ 実地棚卸プロセス

特段の重要な不備は検出されませんでした。

(5) その他

① 継続事業の前提に関する注記の要否の検討

当会計年度末においては継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は該当ありませんでした。

② 会計上の見積りの妥当性の検証

以下の項目について、質問、資料の閲覧、関連資料との突合等の監査手続を実施しました。

- ・ 貸倒引当金の算定
- ・ 賞与引当金の算定
- ・ 退職給付引当金の算定
- ・ 固定資産の減損に関する兆候の識別、認識の判定及び測定の方法

特段の発見事項は検出されませんでした。

③ 計算書類の開示の検討

計算書類の基礎資料の閲覧、質問、関連資料との突合及び再計算等を実施しました。

特段の発見事項は検出されませんでした。

④ 重要な議事録等の閲覧

社員総会議事録、評議員会議事録、理事会議事録及び重要な稟議書等を閲覧し計算書類に重要な影響を及ぼす事象の有無を確認しました。

特段の発見事項は検出されませんでした。

⑤ 理事者とのディスカッション

2025 年 12 月 9 日に理事長及び事務長（理事）とディスカッションを行い、医療法人内外の経営環境の理解等を進めるとともに、監査計画の策定及び計算書類に重要な影響を及ぼす事象の有無を確認しました。

特段の発見事項は検出されませんでした。

4.監査人の意見表明に係る審査の内容

以下のとおり、監査意見の表明にあたり適切な審査を受審しております。

(1) 審査担当者の資格及び氏名

公認会計士 小池 健司

(2) 審査内容及び受審時期

意見形成審査 2026 年 5 月 29 日

(3) 審査結果

監査責任者と審査担当者間で判断の相違が生じた事項はありませんでした。

Ⅲ.監査の結果

1.監査意見

独立監査人の監査報告書において、下記のとおり、無限定適正意見を表明しています。

記

社会医療法人三校会の2025年4月1日から2026年3月31日までの令和7会計年度の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

2.個別論点

（1）未修正の虚偽表示

貴法人の計算書類において、以下の未修正の虚偽表示が存在します。

■本来業務事業収益の過大計上に係る遡及修正未実施（単位：千円）

借方	金額	貸方	金額
期首繰越利益積立金	1,352	本来業務事業収益	1,352
2025年3月末に事業未収金として計上されている社会保険診療報酬（本来業務事業収益）の中に、過去に請求済みのものを誤って計上した金額（1,352千円）が含まれており、当該金額に関して2025年3月期に見合いの本来業務事業収益と併せて過大計上となっていた。 当該事業未収金及び本来業務事業収益を2026年3月期に取り崩す修正を行っているが、本来行うべき遡及修正を行っていないため、上記仕訳が未修正となっている。			

会計監査においては、当該未修正の虚偽表示が貴法人の計算書類に与える影響を勘案し、前述の監査意見には影響を与えないと判断しております。なお、当該未修正の虚偽表示に関しては、理事者確認書にて貴法人の見解を確認しております。

（2）関係事業者との取引

過年度より貴法人は、貴法人の理事長である宮崎雅也氏個人が所有する諫早市天満町の物件を倉庫として賃借していましたが、今後の継続的な利用見込等を踏まえ、2025年4月に貴法人が宮崎雅也氏個人から当該物件を取得しました。

当該物件取得に係る取引金額（27,739千円）は、外部の不動産鑑定士が算定した鑑定評価額を基に、貴法人と宮崎雅也氏個人が協議の上で決定した旨、説明を受けています。また、当該取引が2026年3月末の総資産（2,492,336千円）の1%以上を占める有形固定資産の売買取引に該当するため、医療法人会計基準の運用指針（以下、運用指針）23

条に従い、計算書類の関係事業者に関する事項において以下のように注記しています。

■計算書類の注記の抜粋

10
法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項
(役員及び個人)
(単位：千円)

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員	宮崎雅也	医師	当法人理事長	不動産取得	27,739	建物	5,428
						土地	21,405
						合計	26,833

取引条件及び取引条件の決定方針等
1. 取引金額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議のうえ決定しております。

取引金額については、外部の不動産鑑定士による鑑定評価額を基に決定していることから、金額決定プロセス及び取引金額に関して特段指摘すべき事項はありません。

また、当該取引の開示についても、運用指針23条に基づき適切に注記されているものと判断しており、特段指摘すべき事項はありません。

(3) 固定資産の減損

医療法人会計基準では、10条2項及び3項において、「資産の時価が著しく低くなった場合には、回復の見込みがあると認められる時を除き、時価をもって貸借対照表価額とするが、使用価値が時価を超える場合には、帳簿価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる」旨が定められています。また、医療法人会計基準に関する実務上のQ&A（以下、実務上のQ&A）Q4にて、時価の著しい下落とは、概ね50%超の下落をいうものと記載されています。

この点、C棟及び駐車場の土地（久山町1561-1,2,6,8、1558-3、1560-2）について以下のとおり時価の下落が生じていますが、下落率が50%未満のため、貴法人は固定資産の減損損失の認識は不要と判断しています。

■土地の時価下落率

項目	貸借対照表額	時価(*1)	差額	下落率
土地	73,700 千円	40,875 千円	▲32,824 千円	44.5%

(*1)時価：固定資産税路線価 22 千円／㎡÷0.7×1,273.38 ㎡

下落率が44.5%にとどまることから、固定資産の減損損失の認識は不要とする貴法人の判断に指摘すべき事項はありません。

ただし、今後時価の著しい下落が生じた場合には、医療法人会計基準等に基づき、使

用価値の算定及び時価/使用価値に基づく固定資産の減損損失の認識要否の検討が必要となる点、ご留意ください。

(4) 繰延税金資産

社会医療法人においては、法人税法上の収益事業を実施している場合、繰延税金資産又は繰延税金負債の計上要否を検討する必要があるが、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる旨定められています（実務上の Q&A Q8）。

この点、貴法人は法人税法上の収益事業は実施していますが、一時差異等の金額及びそれに基づく繰延税金資産の金額は以下のとおりであり、貴法人は当該金額に重要性が無いと判断し、繰延税金資産の計上を行っていません。

■一時差異等の金額及び繰延税金資産の金額

一時差異の項目	2024/3 期	2025/3 期	2026/3 期
退職給付引当金	7,977 千円	9,471 千円	10,202 千円
賞与引当金	2,300 千円	2,671 千円	2,681 千円
一括償却資産	33 千円	0 千円	0 千円
合計	10,310 千円	12,142 千円	12,884 千円
法定実効税率(*1)	21.64%	21.64%	21.64%
繰延税金資産	2,231 千円	2,627 千円	2,788 千円

(*1)各期の税務申告書を基に算定

実務上の Q&A Q8 では、「一時差異等の金額に重要性が乏しい場合とは、計算書類の読者が判断を誤らない程度に重要性がないことを意味し、損益計算書の法人税等調整額が当期純利益に与える影響、貸借対照表の繰延税金資産又は繰延税金負債が資産合計に与える影響などを考慮して、総合的に判断する」旨記載されています。

この点、当期の貴法人の当期純利益（▲40,467 千円）や資産合計（2,492,336 千円）の金額を踏まえると、上記の一時差異等の金額及び繰延税金資産の金額に重要性が無いとする貴社の判断に指摘すべき事項はありません。

ただし、今後一時差異等の金額の重要性が増した場合には、一時差異等のスケジューリングに基づいて繰延税金資産の計上が必要となる点、ご留意ください。

(5) 回収不能債権の会計処理

貴法人は患者様等からの未回収の債権について、未回収リストを作成し、2026 年 3 月期より以下のルールに基づき債権に対する貸倒引当金又は貸倒損失（債権自体の取り

崩し)を計上しています。

回収期日からの経過期間	未回収債権に関する会計処理	
	科目	金額算定ルール
～3年以内	貸倒 引当金	法人税法における貸倒引当金繰入限度相当額（法定繰入率 6/1,000）
3年超～5年以内		個別に回収可能性を検討（×50％）
5年超～10年以内		個別に回収可能性を検討（×100％）
10年超	貸倒損失	全額を貸倒れ処理

当該貴法人の会計処理に関して指摘すべき事項はありませんが、今後状況変化等がある場合には、会計処理の見直し要否をご検討ください。

以 上

別 添 2－2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合)
令和 8 年 6 月 26 日

長崎県知事 平田 研 殿

諫早市久山町 1 5 7 5 番地 1
社会医療法人 三校会
理事長 宮崎 雅也

決 算 届

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの決算を終了したので、
医療法第 52 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
社会医療法人三校会 宮崎病院	諫早市久山町 1 5 7 5 番地 1	救急医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☒	決算届	—	○	
☒	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
	（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
☒	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☒	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	左記の添付書類のうち該当する要件のものを添付	※
	添付書類1-2（救急医療） ☐ 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 ☐ 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
	添付書類2（災害医療） ☐ 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類4-1（へき地医療） ☐ 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類4-2（へき地医療） ☐ 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4-3（へき地医療） ☐ へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4-4（へき地医療） ☐ 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類4-5（へき地医療） ☐ 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類5（周産期医療） ☐ 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類6（小児救急医療） ☐ 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			
	（公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類）			
☒	添付書類7（公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営））	○	○	

	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☒	書類付表 1（理事、監事、社員及び評議員に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表 2（経理等に関する明細表）	○	○	
☒	書類付表 3（保有する資産の明細表）	○	○	※
☒	添付書類 8（公的な運営に関する要件（医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号）に該当する旨を説明する書類（事業））	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注）（1）該当する書類にチェックをすること。
- （2）備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
- （3）申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
- （4）閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載（（3）を除く。）がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款（寄附行為）変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款（寄附行為）変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容（新旧条照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合)
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
☒ 事業報告書
☒ 財産目録
☒ 貸借対照表
☒ 損益計算書
☐ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☒ 監事の監査報告書
☒ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ 附属明細表

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人三校会 理事長 宮崎 雅也

住 所： 諫早市久山町1575番地1

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人三校会 宮崎病院
施設の所在地	諫早市久山町 1 5 7 5 番地 1
管轄保健所名	長崎県県央保健所

1 診療科目

科 目	内科	呼吸器内科	循環器内科	消化器内科	腎臓内科	外科
	消化器外科	泌尿器科	脳神経外科	整形外科	形成外科	リハビリテーション科
	放射線科	麻酔科	救急科	老年内科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☐ 診察室（発熱） ☒ 専用病床（救急病床 10 床） ☐ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☒ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☒ ヘリポート（ ☒ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☒ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☒ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 個人防護具 ☒ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☐ トリアージタグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

- ・施設整備計画
 (○年○月完成予定)
- ・設備整備計画
 (○年○月整備予定)

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数（ 床） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	10		2	1		1		42		1	8	6	1				72
実人員	14		6	9		7		119		6	24	16	6	65		81	353
内特殊関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		8		1		1
	オンコール				5		6
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		3				
	オンコール				3		3
診療放射線技師	病院内		8		1		1
	オンコール				8		8
臨床検査技師	病院内		7		1		0
	オンコール				7		8
看護師	病院内		40		10		22
	オンコール				9		8
合 計	病院内		66		13		24
	オンコール				32		33
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内		6		13		14
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－1（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人三校会
理事長 宮崎 雅也

住 所： 諫早市久山町1575番地1

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人三校会 宮崎病院
病院の所在地	諫早市久山町1575番地1
管轄保健所名	長崎県県央保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	17,579件	193件	A 17,772件
内 時間外加算の算定件数	146件	3件	① 149件
内 休日加算の算定件数	808件	31件	② 839件
内 深夜加算の算定件数	361件	11件	③ 372件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,001件	45件	④ 1,046件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			13.53%

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した3会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一区分番号A000に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6, 191件	59件	6, 250件
内 時間外加算の算定件数	19件	0件	19件
内 休日加算の算定件数	321件	10件	331件
内 深夜加算の算定件数	116件	4件	120件
内 時間外加算の特例の算定件数	360件	12件	372件

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5, 919件	56件	5, 975件
内 時間外加算の算定件数	68件	1件	69件
内 休日加算の算定件数	250件	9件	259件
内 深夜加算の算定件数	107件	1件	108件
内 時間外加算の特例の算定件数	327件	10件	337件

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5, 469件	78件	5, 547件
内 時間外加算の算定件数	59件	2件	61件
内 休日加算の算定件数	237件	12件	249件
内 深夜加算の算定件数	138件	6件	144件
内 時間外加算の特例の算定件数	314件	23件	337件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	17, 579件	193件	17, 772件
内 時間外加算の算定件数	146件	3件	149件
内 休日加算の算定件数	808件	31件	839件
内 深夜加算の算定件数	361件	11件	372件
内 時間外加算の特例の算定件数	1, 001件	45件	1, 046件

(記載上の注意事項) ○(合計)の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 7

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名： 社会医療法人三校会 理事長 宮崎 雅也

住 所： 長崎県諫早市久山町1575番地1

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親 族 等 の 割 合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	7 人	2 人	22.2%	0 人	0%
監 事	2 人			0 人	0%
社 員	5 人	1 人	20.0%		
評議員	10 人	0 人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	役員等報酬等支給規程のとおり
監 事	同上
評議員	同上

添付資料

☐ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びヘ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用	書類付表2-1のとおり	有 ・ 無
金銭の貸付け	なし	有 ・ 無
資産の譲渡	なし	有 ・ 無
給与の支給	書類付表2-4のとおり	有 ・ 無
役員等の選任	書類付表1のとおり	有 ・ 無
その他財産の運用 及び事業の運営	なし	有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	2, 4 9 2, 3 3 6, 6 7 4 円
B 純資産の額	4 6 4, 7 9 9, 4 0 2 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	1 8. 6 %
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	1, 7 6 2, 9 1 3, 2 8 6 円
イ 本来業務の用に供する財産	1, 7 5 3, 5 3 2, 8 7 2 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	9, 3 8 0, 4 1 4 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A-D) \times C$ ）	1 3 5, 6 7 2, 7 5 0 円
F 事業費用の額	2, 9 6 5, 1 0 7, 1 5 6 円

添付資料

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式	なし	有 ・ 無
出 資	長崎県医師信用組合 10,000円 諫早医師会協同組合 10,000円	有 ・ 無
社団法人の社員権	なし	有 ・ 無
組合契約	なし	有 ・ 無
信 託	なし	有 ・ 無
外国の法令に基づく財産	なし	有 ・ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反	なし	有 ・ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更	なし	有 ・ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装	なし	有 ・ 無
その他公益に反する事実	なし	有 ・ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表1）の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）（以下「公益法人等」という。）を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

- (2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

- イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表 3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第 4 2 条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄

医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有 無
理事 (理事長) 社員	宮崎 雅也	理事長	社会医療法人三校会 理事長	① ・ 無
			・ 日本腎臓学会腎臓専門医	① ・ 無
			・ 日本内科学会認定内科医	① ・ 無
			・ 日本内科学会総合内科専門医	① ・ 無
			・ 日本透析医学会透析専門医	① ・ 無
			・ 日本老年医学会老年科専門医	① ・ 無
			・ 日本老年医学会老年科指導医	① ・ 無
			・ 日本人間ドック学会健診指導医	① ・ 無
			・ 日本人間ドック学会健診専門医	① ・ 無
			・ 日本人間ドック学会認定医	① ・ 無
			・ 諫早市医師会会員	① ・ 無
				有 ・ 無
理事 社員	与儀 安男		社会医療法人三校会 宮崎病院 院長	① ・ 無
			・ 日本泌尿器科学会泌尿器科専門医	① ・ 無
			・ 諫早市医師会会員	① ・ 無
理事	山口 聡		社会医療法人三校会 宮崎診療所 院長	① ・ 無
				① ・ 無
				① ・ 無
理事 社員	本田 徳光		(有)長崎医学中央検査室 代表取締役	① ・ 無
理事	尾上 恵美子		社会医療法人三校会 看護部長	① ・ 無
理事 社員	田崎 裕基		社会医療法人三校会 事務長	① ・ 無
理事	宮崎 恵子	理事(理事長) の配偶者	社会医療法人三校会 用度施設課 課長	① ・ 無
監事	岸川 伸一			有 ・ 無
監事	櫻井 権次			有 ・ 無
評議員 社員	吉田 光子		社会療法人三校会 薬剤室マネージャー	① ・ 無
評議員	天満 和人			① ・ 無
評議員	平野 由美子		社会療法人三校会 栄養室 管理栄養士	① ・ 無
評議員	吉田 直樹		社会医療法人三校会 総務部 部長	① ・ 無

評議員	近藤 直樹		社会医療法人三校会 総務部 次長	⑦ ・ 無
区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有 無
評議員	平尾 惇		社会医療法人三校会 事務部 次長	⑦ ・ 無
評議員	南 貴信		社会医療法人三校会 事業部 部長	⑦ ・ 無
評議員	山口 めぐみ		社会医療法人三校会 事務課 課長	⑦ ・ 無
評議員	西村 健		社会医療法人三校会 総合リハビリ室マネージャー	⑦ ・ 無
評議員	田中 理映		社会医療法人三校会 臨床工学室マネージャー	⑦ ・ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

- （１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- （２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- （３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。
 なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。
 イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- （４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	堤 圭治	使用人	社宅を貸与	H31. 4. 1 から 1 年 1 月	49, 500 円／月
				R2. 5. 1 から 1 月	32, 325 円／月
				R2. 5. 1 から 5 年 11 月	50, 000 円／月
	石坂 繁敏	使用人	社宅を貸与	R1. 6. 15 から 1 月	17, 600 円／月
				R1. 7. 1 から 8 月	34, 250 円／月
				R2. 4. 1 から 3 年 11 月	48, 250 円／月
				R6. 3. 1 から 2 年 1 月	49, 250 円／月
	阿座上 聖史	使用人	社宅を貸与	R1. 10. 1 から 10 月	57, 500 円／月
				R2. 8. 1 から 1 月	20, 400 円／月
				R2. 8. 1 から 5 年 8 月	60, 000 円／月
そ の 他					

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
宮崎 雅也	三校会 理事長	H20/4/1	常勤	理事長・社員	⑦ ・ 無
与儀 安男	宮崎病院 院長	H20/4/1	常勤	理事・社員	⑦ ・ 無
山口 聡	宮崎診療所 院長	H19/4/1	常勤	理事	⑦ ・ 無
尾上 恵美子	三校会 看護部長	S61/3/24	常勤	理事	⑦ ・ 無
田崎 裕基	三校会 事務長	R5/7/16	常勤	理事・社員	⑦ ・ 無
宮崎 恵子	三校会 用度施設課課長	H25/5/16	常勤	理事長の配偶 者・理事	⑦ ・ 無
吉田 光子	三校会 薬剤師	H10/4/1	常勤	評議員・社員	⑦ ・ 無
近藤 直樹	三校会 総務部 次長	H18/3/6	常勤	評議員	⑦ ・ 無
平尾 惇	三校会 事務部 次長	H14/3/18	常勤	評議員	⑦ ・ 無
平野 由美子	三校会 管理栄養士	H14/4/1	常勤	評議員	⑦ ・ 無
山口 めぐみ	三校会 事務課 課長	H17/6/24	常勤	評議員	⑦ ・ 無
西村 健	三校会 総合リハビリ室	H13/4/2	常勤	評議員	⑦ ・ 無
南 貴信	三校会 事業部 部長	H24/1/1	常勤	評議員	⑦ ・ 無
吉田 直樹	三校会 総務部 部長	H18/11/1	常勤	評議員	⑦ ・ 無
田中 理映	三校会 臨床工学室	H21/2/3	常勤	評議員	⑦ ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
本田 徳光	理事・社員	(有)長崎医学中央検査室	長崎市大橋町22-6	本田 徳光	検査を委託	代表取締役

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」

- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
- ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。

6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」

- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。

7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」

- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
- ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
- ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
- ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
- ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」

- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等(従業員を含む。)となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事○○の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
- ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載すること。
- ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等(例えば、役員、従業員等)を記載すること。

10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」

申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	520,995,755 円				607,727,383 円
現金及び預金					614,810,514 円
医業未収金	445,747,367 円				0 円
介護未収金	20,601,824 円				0 円
未収金	2,776,593 円				0 円
たな卸資産	22,550,115 円				0 円
その他の流動資産	29,319,856 円				△7,083,131 円
固定資産	1,241,917,531 円	0 円	0 円	0 円	121,696,005 円
有形固定資産	1,205,449,306 円	0 円			0 円
建物	852,823,678 円	0 円			0 円
建物附属設備	177,118,502 円	0 円			0 円
構築物	17,151,683 円	0 円			0 円
医療用器械備品	32,895,097 円	0 円			0 円
車両及び船舶	75,241 円	0 円			0 円
その他器械備品	26,102,423 円	0 円			0 円
土地	99,282,682 円	0 円			0 円
建物仮勘定		0 円			0 円
無形固定資産	10,075,494 円	0 円			0 円
借地権	1,855,000 円	0 円			0 円
電話加入権	2,572,885 円	0 円			0 円
営業権	0 円	0 円			0 円
ソフトウェア	5,647,375 円	0 円			0 円
水道施設利用権	234 円	0 円			0 円
その他の資産	26,392,731 円		0 円	0 円	121,696,005 円
有価証券（出資金）					20,000 円
長期貸付金					3,600,000 円
保険積立金					118,076,005 円
敷金	16,920,000 円				0 円
長期前払費用	9,344,761 円				0 円
減価償却引当特定預金			0 円		
事業特定預金				0 円	
リサイクル預託金	127,970 円				0 円
繰延資産	0 円				0 円
資産合計	① 1,762,913,286 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	729,423,388 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	宮崎病院	宮崎診療所	収益事業部
流動資産	520,995,755 円	480,406,225 円	33,410,429 円	7,179,101 円
医業未収金	445,747,367 円	420,495,800 円	25,251,567 円	0 円
介護未収金	20,601,824 円	13,569,170 円	0 円	7,032,654 円
未収金	2,776,593 円	2,320,128 円	321,325 円	135,140 円
たな卸資産	22,550,115 円	21,502,698 円	1,047,417 円	0 円
その他の流動資産	29,319,856 円	22,518,429 円	6,790,120 円	11,307 円
固定資産	1,241,917,531 円	1,120,971,048 円	118,745,170 円	2,201,313 円
有形固定資産	1,205,449,306 円	1,107,662,787 円	97,307,627 円	478,892 円
建物	852,823,678 円	761,020,724 円	91,802,954 円	0 円
建物附属設備	177,118,502 円	174,158,856 円	2,959,646 円	0 円
構築物	17,151,683 円	17,151,682 円	1 円	0 円
医療用器械備品	32,895,097 円	30,888,191 円	2,006,906 円	0 円
車両・船舶	75,241 円	75,238 円	0 円	3 円
その他器械備品	26,102,423 円	25,085,414 円	538,120 円	478,889 円
土地	99,282,682 円	99,282,682 円	0 円	0 円
無形固定資産	10,075,494 円	7,271,775 円	1,105,868 円	1,697,851 円
借地権	1,855,000 円	1,855,000 円	0 円	0 円
電話加入権	2,572,885 円	2,572,885 円	0 円	0 円
営業権	0 円	0 円	0 円	0 円
ソフトウェア	5,647,375 円	2,843,656 円	1,105,868 円	1,697,851 円
水道施設利用権	234 円	234 円	0 円	0 円
その他の資産	26,392,731 円	6,036,486 円	20,331,675 円	24,570 円
敷金	16,920,000 円	182,000 円	16,738,000 円	0 円
長期前払費用	9,344,761 円	5,751,086 円	3,593,675 円	0 円
リサイクル預託金	127,970 円	103,400 円	0 円	24,570 円
繰延資産	0 円	0 円	0 円	0 円
資産合計	⑤ 1,762,913,286 円	1,601,377,273 円	152,155,599 円	9,380,414 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
なし			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 0 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。

- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
諫早市久山町 1558 番 3	1, 273. 38 m ²	0 m ²	1, 273. 38 m ²	宮崎病院敷地 (2025 年合筆)
諫早市久山町 1558 番 3	129. 02 m ²	0 m ²	129. 02 m ²	宮崎病院敷地
諫早市久山町 1525-1	940. 00 m ²	940. 00 m ²	0 m ²	駐車場
				中島房子
諫早市久山町 1574-1	990. 00 m ²	990. 00 m ²	0 m ²	宮崎病院敷地
				大我睦美
諫早市久山町 1562-1	69. 00 m ²	69. 00 m ²	0 m ²	宮崎病院敷地
				大我睦美
諫早市久山町 1575-3	69. 25 m ²	69. 25 m ²	0 m ²	宮崎病院敷地
				森本泰洋・黒田久子
				佐藤佳代子
諫 早 市 久 山 町 2172-2 、 2173-1、3、2174-3、4	875. 41 m ²	875. 41 m ²	0 m ²	宮崎病院駐車場
				大我敏幸
諫早市久山町 1575-1	1, 536. 44 m ² (1, 800. 09 m ²)	1, 536. 44 m ² (1, 800. 09 m ²)	0 m ²	宮崎病院敷地
				森本泰洋・黒田久子
				佐藤佳代子
諫早市久山町 1561-4	741. 00 m ²	741. 00 m ²	0 m ²	宮崎病院敷地
				塚本悦子
諫早市久山町 1561-5	36. 00 m ²	12. 18 m ²	0 m ²	宮崎病院連絡通路
				諫早市
諫早市久山町 1526	842. 00 m ²	842. 00 m ²	0 m ²	駐車場・倉庫用地
				大我睦美
諫早市久山町 1527-1	1, 358. 00 m ²	1, 358. 00 m ²	0 m ²	宮崎病院駐車場
				川副勝隆
諫早市久山町 2186-1	277. 00 m ²	277. 00 m ²	0 m ²	駐車場・看板用地
				福田豊彦
諫 早 市 久 山 町 1557-1 、 1565-1、1566-1	1, 323. 00 m ² (1, 594. 15 m ²)	392. 13 m ²	0 m ²	宮崎病院駐車場
				ハイメディカルサービス㈱
諫早市久山町 1460-1	130. 00 m ²	12. 00 m ²	0 m ²	看板用地
				久山森林組合
諫早市久山町 1537-1	1, 457. 00 m ²	1, 457. 00 m ²	0 m ²	宮崎病院駐車場
				秀島和雄

「保有する資産の明細表」（書類付表 3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造

2階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名：社会医療法人三佼会 理事長 宮崎 雅也

住 所：長崎県諫早市久山町1575番地1

以下のとおり相違ありません。

1 費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	本来業務に係る費用 の額	全ての業務に係る費用 の額	割 合 ① / ②
宮崎病院	2,607,767,642 円	2,607,767,642 円	
宮崎診療所	357,339,514 円	357,339,514 円	
収益事業部	0 円	48,550,904 円	
合 計	① 2,965,107,156 円	② 3,013,658,060 円	98.4%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全ての業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 医療保健業務に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
宮崎病院	社会保険診療	2,244,103,303 円	192,033,324 円	2,436,136,627 円	83.0%
	労災保険診療	35,311,155 円	0 円	35,311,155 円	1.2%
	健康診査	0 円	0 円	0 円	0.0%
	予防接種	2,285,229 円	2,228,702 円	4,513,931 円	0.2%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	76,704,031 円	12,468,929 円	89,172,960 円	3.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	35,291,772 円		35,291,772 円	1.2%
	その他	5,320,000 円	37,343,590 円	42,663,590 円	1.5%
	計	2,399,015,490 円	244,074,545 円	2,643,090,035 円	90.1%
宮崎診療所	社会保険診療	11,462,075 円	2,996,583 円	14,458,658 円	0.5%
	労災保険診療	15,224 円	0 円	15,224 円	0.0%
	健康診査	8,875,809 円	266,164,667 円	275,040,476 円	9.4%
	予防接種	20,519 円	42,520 円	63,039 円	0.0%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	646,000 円		646,000 円	0.0%
	その他	0 円	493,112 円	493,112 円	0.0%
	計	21,019,627 円	269,696,882 円	290,716,509 円	9.9%
収益事業部	社会保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	労災保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	健康診査	0 円	0 円	0 円	0.0%
	予防接種	0 円	0 円	0 円	0.0%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	0 円		0 円	0.0%
	その他	0 円	0 円	0 円	0.0%
	計	0 円	0 円	0 円	0.0%
合 計	社会保険診療	2,255,565,378 円	195,029,907 円	2,450,595,285 円	83.5%
	労災保険診療	35,326,379 円	0 円	35,326,379 円	1.2%
	健康診査	8,875,809 円	266,164,667 円	275,040,476 円	9.4%
	予防接種	2,305,748 円	2,271,222 円	4,576,970 円	0.2%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	76,704,031 円	12,468,929 円	89,172,960 円	3.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	35,937,772 円		35,937,772 円	1.2%
	その他	5,320,000 円	37,836,702 円	43,156,702 円	1.5%
	計	2,420,035,117 円	513,771,427 円	2,933,806,544③ 円	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
宮崎病院	社会保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	労災保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	健康診査	0 円	0 円	0 円	0.0%
	予防接種	0 円	0 円	0 円	0.0%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	0 円		0 円	0.0%
	その他	0 円	0 円	0 円	0.0%
	計	0 円	0 円	0 円	0.0%
宮崎診療所	社会保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	労災保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	健康診査	0 円	0 円	0 円	0.0%
	予防接種	0 円	0 円	0 円	0.0%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	0 円		0 円	0.0%
	その他	0 円	0 円	0 円	0.0%
	計	0 円	0 円	0 円	0.0%
収益事業部	社会保険診療	5,596,745 円	149,180 円	5,745,925 円	13.5%
	労災保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	健康診査	0 円	0 円	0 円	0.0%
	予防接種	0 円	0 円	0 円	0.0%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	34,268,663 円	1,451,697 円	35,720,360 円	84.1%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	884,140 円		884,140 円	2.1%
	その他	0 円	144,595 円	144,595 円	0.3%
	計	40,749,548 円	1,745,472 円	42,495,020 円	100.0%
合 計	社会保険診療	5,596,745 円	149,180 円	5,745,925 円	13.5%
	労災保険診療	0 円	0 円	0 円	0.0%
	健康診査	0 円	0 円	0 円	0.0%
	予防接種	0 円	0 円	0 円	0.0%
	助産	0 円	0 円	0 円	0.0%
	介護事業	34,268,663 円	1,451,697 円	35,720,360 円	84.1%
	障害福祉事業	0 円	0 円	0 円	0.0%
	補助金等	884,140 円		884,140 円	2.1%
	その他	0 円	144,595 円	144,595 円	0.3%
	計	40,749,548 円	1,745,472 円	42,495,020④	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療	2, 261, 162, 123 円	195, 179, 087 円	2, 456, 341, 210⑤	82. 5⑮
	労災保険診療	35, 326, 379 円	0 円	35, 326, 379⑥	1. 2⑯
	健康診査	8, 875, 809 円	266, 164, 667 円	275, 040, 476⑦	9. 2⑰
	予防接種	2, 305, 748 円	2, 271, 222 円	4, 576, 970⑧	0. 2⑱
	助産	0 円	0 円	0⑨	0. 0⑲
	介護事業	110, 972, 694 円	13, 920, 626 円	124, 893, 320⑩	4. 2⑳
	障害福祉事業	0 円	0 円	0⑪	0. 0㉑
	補助金等	36, 821, 912 円		36, 821, 912⑫	1. 2㉒
	その他	5, 320, 000 円	37, 981, 297 円	43, 301, 297⑬	1. 5%
	計	2, 460, 784, 665 円	515, 516, 899 円	2, 976, 301, 564 円	100. 0%

（記載上の注意事項）

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、③が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、④及び⑭の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額（※）と一致すること。

（※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
なし	
合計	⑭ 円

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(2)）

健康保険法	139,104,665 円	学校保健安全法	8,116,790 円
船員保険法	8,250 円	母子保健法	0 円
国民健康保険法	25,591,698 円	労働安全衛生法	79,728,242 円
国家公務員共済組合法	1,485,226 円	高齢者の医療の確保に関する法律	1,477,513 円
地方公務員等共済組合法	18,714,488 円		
私立学校教職員共済法	813,604 円		
計	185,717,931 円	計	89,322,545 円
		健康診査に係る収入合計	㉓ 275,040,476 円

（記載上の注意事項）

- ㉓が㉓と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	3,706,450 円	麻疹	0 円
臨時接種	0 円	風しん	0 円
	円	インフルエンザ	870,520 円
	円	おたふくかぜ	0 円
		新型コロナ	0 円
計	3,706,450 円	計	870,520 円
		予防接種に係る収入合計	㉔ 4,576,970 円

（記載上の注意事項）

- ㉔が㉔と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(4)）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉕ 件	㉖ 円
分娩件数（㉕）× 50万円		㉗ 円

（記載上の注意事項）

- ㉓が㉖又は㉗の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(5)）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	118,236,890 円	居宅サービス事業	0 円
地域密着型サービス事業	0 円	地域密着型サービス事業	0 円
介護予防サービス事業	6,656,430 円	介護予防サービス事業	0 円
地域密着型介護予防サービス事業	0 円		円
計	124,893,320 円	計	0 円
		介護事業に係る収入合計	㉔ 124,893,320 円

（記載上の注意事項）

○ ㉔が㉔と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(6)）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉕ 円

（記載上の注意事項）

○ ㉕が㉕と一致すること。

9 補助金等に係る収入金額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ(7)）

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
諫早市救急医療輪番制病院運営費補助金	6,251,520 円
長崎県医療機関等物価高騰緊急支援事業支援金	4,082,000 円
長崎県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金	360,000 円
長崎県医療機関等処遇改善・物価高騰緊急支援事業	455,140 円
長崎県介護障害福祉サービス施設等物価高騰緊急支援金	576,000 円
長崎労働局病院物価支援事業補助金等	24,444,252 円
長崎労働局トライアル障害者雇用助成金	120,000 円
社会保険診療報酬支払基金オンライン資格確認等導入等	533,000 円
合計	⑩ 36,821,912 円

（記載上の注意事項）

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ⑫が⑩と一致すること。

10 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

11 特定外国人患者請求額（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に3を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 当該料金を超えない額である
- ☐ 当該料金を超える額である

添付資料

- 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発0331第19号厚生労働省医政局長通知）別添様式
- 診療報酬規程
- 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

12 本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ホ）

病院、診療所、介護老人 保健施設及び介護医療院 名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割 合 A／B
宮崎病院	2,643,090,035 円	2,607,767,642 円	101.4%
宮崎診療所	290,716,509 円	357,339,514 円	81.4%
収益事業部	0 円	0 円	0%
合 計	㉑ 2,933,806,544 円	㉒ 2,965,107,156 円	98.9%

（記載上の注意事項）

- （1）直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
 - （2）本来業務に係る収入金額の合計㉑が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益（※）の金額と一致すること。
 - （3）本来業務に係る費用の額の合計㉒が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- （※）医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち本来業務に係るものを加算した金額とする。

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人三校会
理事長 宮崎 雅也

住 所： 諫早市久山町1575番地1

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
社会医療法人三校会 宮崎病院	諫早市久山町1575番地1	救急医療
社会医療法人三校会 宮崎診療所	諫早市久山台9番地10	

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人三佼会 理事長 宮崎雅也

住 所：諫早市久山町1575番地医1

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別
宮崎病院	諫早市久山町1575―1	救急医療
宮崎診療所	諫早市久山台9―10	

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図